

「太政官指令」一件文書 翻刻および現代語訳 (大意)

〔A〕「朱書」嶋地第六百六十四号

〔印〕長

日本海内竹島外一島地籍編纂方向

竹島所轄之儀ニ付 島根縣ヨリ別紙伺出 取調候處 該島之儀ハ 元禄五年朝鮮人入島以來 別紙書類ニ摘採スル如ク 元禄九年正月第一号旧政府評議之旨意ニ依リ 一號譯官ヘ達書 三號該國來柬 四号本邦回答及ヒ口上書等之如ク 則元禄十二年ニ至リ夫々往復相濟本邦關係無之相聞候得共 版圖ノ取捨ハ重大之事件ニ付 別紙書類相添 為念此段相伺候也

内務卿大久保利通代理 内務少輔 前島密

明治十年三月十七日

右大臣 岩倉具視 殿

〔B〕「朱書」伺之趣 竹島外一島之儀 本邦關係無之儀ト

可相心得事

明治十年三月廿九日

〔C〕日本海内竹島外一島地籍編纂方向

御省地理寮官員 地籍編纂莅檢之為 本縣巡回之砌 日本海中ニ在ル竹島調査之儀ニ付 別紙乙第二十八号之通 照會有之候處 本島ハ 永禄中発見之由ニテ 故島取藩之時 元和四年ヨリ元禄八年マテ 凡七十八年間 同藩領内伯耆國米子町之商 大谷九右衛門 村川市

〔朱書〕嶋地第六百六十四号

〔印〕長

日本海内竹島外一島地籍編纂方向

竹島所轄のことにつき島根県から別紙の伺が出され、調査したところ、その島は、元禄五年朝鮮人入島以来、別紙書類に摘採するように、元禄九年正月第一号旧政府評議の旨意により、二號訳官への通牒、三號朝鮮国からの来簡、四号本邦の回答および口上書等のとおり、すなわち元禄十二年に至りやりとりが終了し、本邦關係無之と思われませんが、版圖の取捨は重大なことなので、別紙書類を添え、念のため伺います。

内務卿大久保利通代理 内務少輔 前島密

明治十年三月十七日

右大臣 岩倉具視 殿

〔朱書〕伺のおもむき、竹島ほか一島のごとは、本邦關係ないものと心得よ。

明治十年三月二十九日

日本海内竹島外一島地籍編纂方向

貴省地理寮の職員が地籍編纂の実地検分のため本県を巡回された際、日本海中に在る竹島調査のことにつき別紙乙第二十八号のとおり照会がありました。この島は、永禄年間に発見されたとのことで、旧島取藩時代元和四年から元禄八年までのおおよそ七十八年間、同藩領内伯耆國米子町の商人 大谷九右衛門、村川市兵衛と

兵衛ナル者 旧幕府ノ許可ヲ経テ 毎歳渡海 島中ノ動植物ヲ積帰リ 内地ニ賣却致シ候ハ 已ニ確証有之今ニ古書旧状等持傳候ニ付 別紙原由之大畧 圖面共相副不取肯 致上申候 今回 全島實檢之上 委曲ヲ具ヘ記載可致之處 固ヨリ本縣管轄ニ確定致候ニモ無之且 北海百余里ヲ懸隔シ 線路モ不分明 尋常帆舞船等ノ能ク往返スヘキニ非ラサレハ 右大谷某村川某カ傳記ニ就キ 追テ詳細ヲ上申可致候 而シテ 其大方ヲ推案スルニ 管内隱岐國ノ乾位ニ當リ 山陰一帯之西部ニ貫附スヘキ哉ニ相見候ニ付テハ 本縣國圖ニ記載シ 地籍ニ編入スル等之儀ハ 如何取計可然哉 何分之御指令 相伺候也

縣令佐藤信寛代理 島根縣參事 境二郎

明治九年十月十六日

内務卿 大久保利通 殿

〔付箋〕〔朱書〕乙第式拾八号

御管轄内隱岐國某方ニ當テ 從來竹島ト相唱候孤島有之哉ニ相聞 固ヨリ 舊鳥取藩商船往復之線路モ有之趣 右ハ口演ヲ以テ調査方 及御協議置候儀モ有之加フルニ 地籍編製地方官心得書第五條ノ旨モ有之候得共 尚為念 及御協議候條 右五條ニ照準 而テ旧記古圖等御取調 本省之御伺相成度 此段 及御照會候也

いう者が旧幕府の許可を経て毎年渡海し、島中の動植物を積帰り内地に売却していたことは、すでに確証が有り、現在まで古文書、書簡などを持ち伝えているので、別紙原由の大略と図面を添えて取りあえず上申します。今回、全島実地檢分の上、委細をつまびらかに記載すべきところ、もとより本県の管轄と確定した訳でもなく、かつ、北海百余里隔たり航路も明らかでなく通常の帆舞船等は往返できるものでないので、前記大谷某村川某が持ち伝える記録について追って詳細を上申します。とはいえそのおおかたを推案すると、管内隱岐國の北西方向に当たり、山陰一帯の西部に貫附すべきか（貫＝本籍地）と思われるので、本県國圖に記載し地籍に編入する等のことはどのように取り計らうのがよいか、何分の御指令を伺うものです。

縣令佐藤信寛代理 島根縣參事 境二郎

明治九年十月十六日

内務卿 大久保利通 殿

〔付箋〕〔朱書〕乙第式拾八号

貴管轄内隱岐國某方に当たり從來竹島と称する孤島があると聞きます。もとより旧鳥取藩の商船が往復した航路もあるとのこと、右は調査方を口頭でお願いしておいたところであり、加えて地籍編製地方官心得書第五條の規定もありますが、なお念のため協議に及ぶものです。右五條に則り、そして旧記古圖等を調査し本省へ伺い出られたく、この段照會に及びます。

明治九年十月五日 地理寮十二等出仕 田尻賢信
地理 大 属 杉山榮藏

島根縣
地籍編製係 御中

〔E〕
〔原由之大畧〕

磯竹島一ニ竹島ト稱ス 隱岐國ノ乾位 一百二拾里許
ニ在リ 周回凡十里許 山峻嶮ニシテ平地少シ 川三條
アリ 又瀑布アリ 然レトモ深谷幽邃 樹竹稠密 其源
ヲ知ル能ハス 唯眼ニ觸レ其多キ者 植物ニハ 五鬢松
紫梅檀 黄檗 椿 檜 柎 雁皮 梅 竹 マノ竹 胡蘿
蔔 蒜 欵冬 蘘荷 獨活 百合 午房 茱萸 覆盆子 虎杖
アヲキバ 動物ニハ 海鹿 猫 鼠 山雀 鳩 鶯 鶺鴒
鵜 燕 鷺 鶻 鷹 ナヂコ アナ鳥 四十雀ノ類 其他 辰
砂 岩 緑青アルヲ見ル 魚貝ハ枚擧ニ暇アラス 就中
海鹿 鮑ヲ物産ノ最トス 鮑ヲ獲ルニ夕ニ竹ヲ海ニ投
シ 朝ニコレヲ上レハ 鮑 枝葉ニ著クモノ夥シ 其味
絶倫ナリト 又海鹿一頭能ク数斗ノ油ヲ得ヘシ 次ニ
一島アリ 松島ト呼フ 周回三十町許 竹島ト同一線路
ニ在リ 隱岐ヲ距ル八拾里許 樹竹稀ナリ 亦魚獸ヲ産
ス 永禄中 伯耆國會見郡米子町 商大屋〔割注・後大谷
ト改ム〕甚吉 航シテ越後ヨリ歸リ 颯風ニ遇フテ此地
ニ漂流ス 遂ニ全島ヲ巡視シ 頗ル魚貝ニ富ルヲ識リ

明治九年十月五日 地理寮十二等出仕 田尻賢信
地理 大 属 杉山榮藏

島根縣
地籍編製係 御中

〔原由の大略〕

磯竹島、一名竹島と称する。隱岐国の北西、百二十里ほどに在り、周回およそ
十里ほど、山が峻しく平地は少ない。川が三條あり、また滝がある。しかし、谷
は暗く奥深く、樹木や竹が生い茂っており水源は分からない。よく眼にするのは、
植物では五鬢松、紫梅檀、黄檗、椿、檜、柎、雁皮、梅、竹、マノ竹、胡蘿蔔
(にんじん)、蒜(にんにく)、欵冬(ふき)、蘘荷(みょうが)、獨活(うど)、百合、午
房、茱萸(ぐみ)、覆盆子(いちじ)、虎杖(いたどり)、あをさば、動物では海鹿、猫、
鼠、山雀、鳩、鶯(ひよどり)、鶺鴒(ひわ)、鳧(鴨?)、鶺、鷺、鶻、鶻(くまたか)、
鷹、ナヂコ、アナ鳥、四十雀の類、その他辰砂(朱)、岩緑青があるのを見る。魚
貝は枚擧に暇がない。中でも海鹿、鮑を特産物とする。鮑を獲るに、夕刻竹を海
に投げ入れ、朝それを引き上げれば、鮑が枝葉に夥しくついている、その味は絶
品とのこと。また、海鹿一頭から数斗の油が得られる。次に一島あり、松島と呼
ぶ。周回三十町ばかり、竹島と同一航路上にある。隱岐からの距離は八十里ほど、
樹木や竹はほとんど無い。亦魚獸を産する。永禄年間に伯耆國會見郡米子町の商
人大屋〔割注・後大谷と改める〕甚吉が船で越後から帰る途中颯風に遭遇してこの地
に漂流した。全島を巡視し終え、とても魚貝に富んでいることを知り、帰還後、

歸國ノ日 檢使安倍四郎五郎《割注・時ニ幕命ニ因リ 米子城ニ居ル》ニ彼趣ヲ申出シ 以後渡海セント請フ 安倍氏 江戸ニ紹介シテ 許可ノ書ヲ得タリ 實ニ元和四年五月十六日ナリ

從伯耆國米子 竹島 先年船相渡之由候 然者如其今度 致渡海度之段 米子町人 村川市兵衛 大屋甚吉 申上 付テ 達上聞候之處 不可有異儀之旨 被仰出間 被得其意 渡海之儀 可被仰付候 恐々謹言

五月十六日
永井信濃守 尚政
井上主計頭 正就

土井大炊頭 利勝
酒井雅樂頭 忠世

松平新太郎殿

當時米子同町ニ 村川市兵衛ナル者アリ 大屋氏ト同シク 安倍氏ノ懇親ヲ得ルカ故ニ 両家ニ命セララルレトモ 本島ノ發見ハ 大屋氏ニ係ル 此ヨリ毎歲間斷ナク渡海 漁獵セリ 幕府 遠陬ノ地本邦版圖内ニ入ルヲ稱シ 船旗等ヲ與ヘ 殊ニ登營謁見セシメ屢葵章ノ服ヲ給ス 後 甚吉 島中ニ没ス《割注・墳墓今尚存スト云フ》元禄七年甲戌ニ至リ 朝鮮人 上陸スル者若干ナリ 其情測ル可ラス且船中人數ノ寡少ナルヲ以テ 歸リ 是ヲ訴フ 明年幕命ヲ得 武器ヲ載セテ到レハ 其

檢使安倍四郎五郎《割注・時に幕命により米子城ニ居た》にその島のことを申し出て、以後渡海したいと願った。安倍氏が江戸に紹介し、許可の書状を得た。元和四年五月十六日のことであった。

伯耆國米子より竹島へ先年船を渡した由、そうであればこのたび渡海致したいと米子の町人村川市兵衛、大屋甚吉が申し上げていることについて上聞に達したところ異議が無いとのことであったので、その意を体して渡海を仰せ付けられるように。恐々謹言

五月十六日
永井信濃守 尚政
井上主計頭 正就

土井大炊頭 利勝
酒井雅樂頭 忠世

松平新太郎殿

當時、同米子町に村川市兵衛という者がいて、大屋氏と同じく安倍氏と懇意であったため両家に命じられた。しかし、本島の發見は大屋氏に係る。これより毎年、間斷なく渡海し漁・獵を行った。幕府は遠陬（陬＝スウ・すみ）の地が本邦版圖内に入ったことを称えて船旗等を与え、特に江戸城に登り謁見せしめ、しばしば葵の紋章の服を支給した。後に甚吉は島中に没した《割注・墳墓今なお存すと云う》。元禄七年甲戌に至り、朝鮮人が幾人か上陸していた。事情が分からず、かつ、船中の人数が少なかったため、帰帆し訴え出た。翌年幕府の命を得て武器を積んで到

人恐レテ遁レ去ル 残ル者二人《割注・アヒチャン、トラエイ》アリ 即チ捕縛シテ 歸ル 命アリ 江戸ニ致シ 本土ニ送還ス 同年彼國ヨリ 竹島ハ 朝鮮ニ接近ナルヲ以テ 頻ニ其地ニ属センコトヲ請フ 幕府議シテ 日本管内タルヘキノ證書ヲ上ラハ 以後朝鮮ニ漁獵ノ權ヲ與フ可キノ命アリ 彼國此ヲ奉ス 此ニ因テ 同九年丙子正月 渡海ヲ禁制セラル

先年 松平新太郎 因州伯州領知之節 相窺之 伯州米子之町人 村川市兵衛 大屋甚吉 竹島ヘ渡海 至于今 雖致漁候 向後竹島ヘ渡海之儀 制禁可申 付旨 被仰出之由 可被存其趣候 恐々謹言

土屋相模守
戸田山城守
正月廿八日

阿部豊後守
大久保加賀守

松平伯耆守殿

元和四年丁巳ヨリ元禄八年乙亥ニ至テ 凡七十八年ナリ《割注・因ニ云フ 隱岐國穩地郡南方村字福浦ノ弁才天女社ハ 當時 大谷村川両家 海波平穩祈祀ノ為ニ建立スル所ナリ 今ニ至テ 本社修繕ヲ加フルニ當レハ 必ス之ヲ両家ニ告ク》相傳フ 當時柳澤氏ノ變アリ 幕府 外事ヲ省ルコト能ハス 遂ニ爰ニ至ルト云フ 今大谷氏傳フ所 享保年間ノ製圖ヲ縮寫シ 是ヲ附ス 尚 両家所藏ノ古文書等

つたとこ朝鮮人は恐れて逃げ去った。残った者二人《割注・アヒチャン、トラエイ》あり。すなわち捕縛して帰った。命により江戸へ送り、本土に送還した。同年彼國から竹島は朝鮮に接近していることを以てしきりにその地に属すべきことを求めてきた。幕府は議して日本管内であることを認める証文を出せば以後朝鮮に漁獵の權利を与えるとの命を下し、彼國はこれを奉じた。これにより同九年丙子正月、渡海が禁制された。

先年松平新太郎が因州伯州を領知之折り伺い出があり 伯州米子の町人村川市兵衛 大屋甚吉が竹島ヘ渡海 今に至るまで漁をしているといえども、向後竹島ヘ渡海

することは制禁申し付ける旨仰せいだされた由、 その趣を承知されるように。恐々謹言

土屋相模守
戸田山城守
正月廿八日

阿部豊後守
大久保加賀守

松平伯耆守殿

元和四年丁巳から元禄八年乙亥までのおおよそ七十八年である《割注・ちなみに、隱岐國穩地郡南方村字福浦の弁才天女社は、當時大谷村川両家が海波平穩祈祀のために建立したものである。今に至るまで本社修繕を加えるに当たっては必ず両家に告げる》。当時柳澤氏の変があつた。幕府は外事を省みることができず遂にここに至つたという。今大谷氏伝来の享保年間製作の図を縮寫し添付する。なお、両家所藏の古文書等は、他日

ハ他日 謄寫ノ成ルヲ俟テ 全備セントス

〔F〕 「付箋」 一号

丙子元禄九年正月二十八日

天龍院公 御登城 御暇御拝領被遊候上 於御白書院御老中 御四人 御列座にて 戸田山城守様 竹島の儀ニ付 御覚書老通 御渡被成 先年以来 伯州米子の町人 兩人 竹島え罷越 致漁候處 朝鮮人モ彼島え參致漁 日本人入交り 無益の事ニ候間 向後 米子の町人 渡海の儀 被差留候との御儀 被仰渡候也

同是ヨリ前正月九日 三澤吉左衛門方ヨリ 直右衛門儀 御用ニ付罷出候様ニとの儀ニ付 參上仕候處 豊後守様 御逢被成 御直ニ被仰聞候は 竹島の儀 中間衆 出羽守殿 右京太夫殿へも 遂 内談候 竹島 元しかと 不相知事ニ候 伯耆ヨリ渡り 漁いたし来候由ニ付 松平伯耆守殿へ相尋候處 因幡伯耆へ 附屬と申二ても無之候 米子町人 兩人 先年の通り船相渡度の由 願出候 故 其時の領主 松平新太郎殿ヨリ 案内有之 如以前 渡海仕候様ニ 新太郎殿へ 以奉書 申遣候 酒井雅楽頭殿 土井大炊頭殿 井上主計頭殿 永井信濃守殿 連判ニ候故 考見候得ハ 大形 台徳院様御代ニても可有之哉と存候 先年と有之候得共 年数ハ 不相知候 右の首尾にて 罷渡り 漁仕来候迄にて 朝鮮の島ヲ日本

謄寫が成るのをまつて全備する予定である。

「付箋」 一号

丙子元禄九年正月二十八日

天龍院公（宗義真）が登城された。御暇を頂戴なされた上で、白書院において御老中四人が列座される中、戸田山城守様が竹島のことにつき御覚書一通をお渡しになられた。先年以来伯州米子の町人兩人が竹島へ出かけ漁をしていたところ朝鮮人も彼島へ参り漁を致し、日本人入交り無益のことであるので、向後米子の町人の渡海を差し止めることを仰せ渡された。

これより前、同年正月九日、三澤吉左衛門（老中阿部豊後守用人）方から連絡があり、「平田」直右衛門（対馬藩家老）に御用があるので来るようにとのこと。参上したところ、豊後守様がお会いくださり直々に仰せ聞かされるには、竹島の件、老中仲間、「柳沢」出羽守殿（側用人）、「松平」右京太夫殿（側用人）へも相談した。竹島は由来がはっきりしない。伯耆から渡海し漁してきたとのことなので松平伯耆守殿に尋ねたところ因幡伯耆の附屬という訳でもない。米子の町人兩人が先年のとおり船を渡したい旨願ひ出たため、時の領主松平新太郎殿から案内があり以前のように渡海するよう新太郎殿に奉書を以て申達した。酒井雅楽頭殿、土井大炊頭殿、井上主計頭殿、永井信濃守殿の連判であることを考えればおおかた台徳院様の御代かと思われる。先年とあるが年は分からない。右の顛末で渡海し漁してきたままで朝鮮の島を日本へ取ったということでもなく、日本人は居住していない。道

へ取候と申しても無之 日本人居住不仕候 道程之儀
相尋候得は 伯耆ヨリ八百六拾里程有之 朝鮮へは四
十里程有之由ニ候 然は 朝鮮國ノ蔚陵島ニても可有
之候哉 夫共ニ 日本人居住仕候歟 此方え取候島ニ候
ハ、今更遣しかたき事ニ候得共 左様之證據等も無之
候間 此方ヨリ構不申候様ニ 被成如何 可有之哉 又
は 對馬守殿ヨリ 蔚陵島と書入候儀 差除返簡仕候様
被仰遣 返事無之内 對馬殿 死去ニ候故 右の返簡彼
國え差置たる由ニ候 左候得は 刑部殿より蔚陵島の
儀 被仰越候ニ及申間敷歟 又ハ 兎角竹島の儀ニ付
一通り 刑部殿ヨリ書翰ニても可被差越と思召候哉
右三様の御了簡被成 思召寄 委可被仰聞候 鮑取ニ參
り候迄ニて 無益島ニ候處 此儀むすほ、れ年来の通
交絶申候モ如何ニ候 御威光或は武威ヲ以 申勝ニ
いたし候ても 筋もなき事申募り候儀ハ 不入事ニ候 竹
島之儀 元しかと不仕事ニ候 例年不參候異國人罷渡
候故 重て不罷越候様ニ 被申渡候様ニと 相模守殿よ
り被申渡候 元ばつといたしたる事ニ候 無益之儀ニ
事おもくれ候ても如何ニ存候 刑部殿ニハ御律儀ニ候
間 始如此申置候處 今更ヶ様ニは被申間敷との御遠
慮も可有之歟と存候 其段ハ少も不苦候 我等宜様ニ
了簡可仕候間 思召の通り 無遠慮 可被仰聞候 其方
達も存寄 無遠慮 可被申候 同し事を幾度も申進候段

程のことを尋ねたところ伯耆からは百六十里ほどあり朝鮮へは四十里ほどあると
のことであった。そうであれば朝鮮國の蔚陵島なのかもしれない。また、日本人
が居住しているか此方へ取った島であれば今さら遣し難いが、そのような証拠な
ども無いので、此方から関与しないようにすることではどうか。それとも、對馬
守殿（宗義倫）から蔚陵島と書き入れたくだりを削除して返簡するよう申入れをさ
れ、返事が無いうちに對馬殿が死去されたため右の返簡を彼國へ差し置いたとの
こと、そうであれば刑部殿（宗義真）から蔚陵島のことを申し入れられてはならな
いか。あるいはまた、とにかく竹島の件について一通り刑部殿から書簡で申入
れをすべきであると考えておられるのか。右三様のことをお考えくださり、御意
見を詳しくお聞かせ願いたい。鮑取に行くだけで無益な島であるのに本件がこじ
れ（むすぼる＝解けなくなる）年来の通交が途絶えるのもいかなものか。御威光
あるいは武威を以て主張を通して道理に適わないことを言い募るのは無用なこ
とである。竹島は由来がはっきりしない。例年来なかつた異國人が渡ってきたの
で、もう来ないように申入れるよう「土屋」相模守殿（老中）が言い渡された。処罰
したとのことである。無益のことで重大化するのはいかがかと思う。刑部殿は御
律儀なので始めあのように言っておいて今さらこのようには申せないとの御遠慮
もあろうかと思う。その段は少しも差し支えない。我等は良いように考えるつも
りなので申し召しのとおり遠慮なく仰せ聞かせ願いたい。其方達も存念を遠慮な
く言うように。同じことを幾度も申してくだりように思うが、異國へ申し入れる
ことであるので度々存念を申している。お考えを何度も仰せ聞かせくださればと
存ずる。ご多用中ゆえ今少し筋道をつけた上で上様の御判断を仰ごうと思う。以

くどき様ニ存候得共 異國ニ申遣候事ニ候故 度々存寄申遣候間 思召寄 幾度も被仰聞候様ニと存候 御事繁内ニ候故 今少し筋道をも付候上にて 達上聞可申と存候 右申渡候口上の趣 其方覺の為ニ書付遣候との御事にて 御覺書 御直ニ御渡被成候故 請取 拝見仕候て 只今の御意の趣 有増落着申候様ニ奉存候 左候ハ、以来日本人は 彼島ニ御渡被遊問敷との思召ニ候哉と伺申候得は 如何ニも其通ニ候 重て日本人不罷渡候様ニと思召候由 御意被成候故 竹島の儀返し被遣候と申手ニ葉ニても無御座候哉と申上候得は 其段も其通りニ候 元取候島ニて無之候上ハ 返し候と申筋ニても無之候 此方ヨリ構不申以前ニ候 此方ヨリ誤リニて候共不被申事ニ候 右被仰遣候趣とハ 少しくい違候得とも 事おもくれ可申より 少しハくひ違ひ候とも 軽く相濟申候方 宜候間 此段 御了簡被成候様ニとの御事故 とくと落着申候 罷歸り 刑部大輔へ可申聞よし 申上候て 退座仕ル

〔付箋〕二号

〔付箋〕二号

先ノ太守因テ竹島ノ事ニ遣使ヲ於

貴國ニ者ノ兩度使事未了ラ不幸ニシテ早世由是ニ召還ス

使人ヲ不レ日アラ上ル船ニ入テ

觀スルノ之時

上口頭で申し渡したことを其方の覚えのために書き付けお渡しするとの御事であった。御覺書を直々に下さったので受け取り、拝見して、只今のお話によりおおかた落着いたように思う、それでは、今後日本人は彼島へ渡海させないとお考えかと伺ったところ、いかにもそのとおりで、もう日本人が渡らないようにと考えている旨仰せになった。竹島は返してやるという意味でもないのかと申し上げれば、その段もそのとおりで、元もと取った島でない以上返すという道理でもない、此方から関与しないようにするまでである、此方から間違いであったとも言わないということである、以上のことは申し入れられた趣とは少しくい違うけれども事が重大化するより少しはくい違つても軽く済むほうがよいので此段御了解願いたいの御事であった。たしかに落着きました、歸つて刑部大輔に話しますと申し上げ、退座した。

〔付箋〕二二号

先の太守が竹島のことと使者を貴國に二回派遣しましたが、使いの用件が未だ完了しないうちに同人は不幸にして早世しました。このため私は使者を召還し、ほどなく江戸に赴きました。將軍に拝謁した際、問が竹島の状況に及びました。実に抛り具に応えました。因つて、竹島は本邦を去ること甚だ遠く貴國を去ること

問^テ及^フ竹島ノ地状方向^ニ據^レ實^ニ具^ニ對^フ因^テ以下^テ其^ノ去^ルコト

本邦^ヲ太^ク遠^クシテ而去^ルコト

貴國^ヲ却^テ近^キ上^ニ恐^クハ兩地ノ人殺雜^シテ必^ス有^ルコトヲ潛^カニ

通^ス私市^ヲ等^ノ弊^ヲ隨^テ即^チ下^シ

レ令^ヲ永^ク不^レ許^ス人ノ往^テ漁採^スコトヲ夫^レ罅隙^ハ生^シ於^テ

細微^{ヨリ}禍患^ハ興^ルコト於^テ下^ニ賤^{ヨリ}古今ノ通病^慮ル^ニ寧^ロ

勿^レ預^メスルコト是以^テ百年之好偏^ヘニ欲^シテ彌^ク篤^クシコトヲ

而^シ一島ノ之微^ニ遂^ニ付^ス不^レ較^ヘ豈^ニ非^ヤ

兩邦ノ之美事^ニ乎茲^ニ念^ス

南宮應^ニ四^ニ慇懃^ニ修^シ書使^シ本州^ヲ代^テ傳^ヘ盛^ニ謝^ル爾^ノ譯使^ニ

俟^テ回棹^ノ之日^ヲ口^ヲ伸^シ母^レ遺^スコト

〔付箋〕三号

朝鮮國禮曹參議李善溥奉^ニ書^ス

日本國對馬州刑部大輔拾遺平公閣下^ニ

春日暄和緬^ニ惟^ルニ

動靜^ヲ悉^ク慰^ム無^シ已^{コト}頃^ニ因^テ譯使^ノ回^ル自^リ

貴州^一細^ニ傳^フ

左右^向托^ノ之^言備^ニ悉^ス委^折矣^{鬱陵島ノ之}為^ル我

地^一輿圖^ニ所^レ載^ス文跡^照然^トシテ無^シ論^ニ彼^ニ遠^シテ

此^ニ近^キコトヲ疆界^自別^ル

貴州^既知^ルコトハ鬱島^ト與^レ竹島^為ニ一島^ニシテ而

却つて近いため両地の人が入り交じり必然的に密かに商いをする等の弊害が生じ
るおそれがあります。したがって、即ち令を下し、人が往つて漁採することを永
く禁じました。罅隙（キンゲキ・仲違い）は細微より生じ禍患は下賤より起ること
が古今の通病です。慮るに、むしろあらかじめ対応するほうがよいでしょう。こ
れ、以て百年のよしみ、ひとえにますます篤からんことを欲し、一つの島という
小事は遂に張り合わないことにする、これこそ両国の美事でしょう。ここに貴国
政府が慇懃に書簡をしたため対馬州をして貴国に代わり大なる謝意を幕府に伝
えしむことを念じます。譯使（使者である訳官＝貴殿の）帰国の日はまだ先ですが、
忘れずに報告してください。

〔付箋〕三号

朝鮮國禮曹參議李善溥 日本國對馬州 刑部大輔拾遺 平公閣下に書を奉じます。

春の日はあたたかく和み、はるかに思い巡らせば動靜ことのほか静かで、止まる
ことなく慰みに向かう頃、使者の訳官が貴州から帰り、貴殿が面会して托された
お言葉を詳しく伝えました。つぶさに周到をつくすものです。鬱陵島が我地であ
ることは輿図に載せてある所であり文献上も明らかで、日本に遠く朝鮮に近いこ
とを論じるまでもなく疆界はおのずから別れます。貴州はすでに鬱陵島と竹島
が一島にして二名であることを御存知です。則ちその名称は異なるといえどもそ
の我が地であることは同じです。貴国は令を下して永く人が往き漁採することを

二名一則其ノ名雖^{ヘトモ}異^{ルト}其^ノ為^ルコトハ我カ地則一也
貴國下^{シテ}令^ラ永不^レ許^ニ人往^テ漁採^{スル}コトヲ

辭意丁寧可^キコト保^ツ久遠^ヲ無^レ他良幸良幸我カ

國亦^モ當^ニ分^ニ付^{シテ}官吏^ニ以^テ時^ヲ檢察^{シテ}俾^ム絶^タ

兩地ノ人往来殺雜ノ之弊^ヲ矣昨年漂氓ノ事濱海ノ人

率^子以^テ舟楫^ヲ為^レ業^ト飄風焱忽^{トシテ}易^ク及^ヒ飄盪^ニ以^テ

至^ル冒^{シテ}越^{シテ}重溟^ヲ轉^シ入^リ

貴國豈^ニ可^ニ以^テ此^ヲ有^ル所^レ致^ス疑^ヲ於^テ違^ラ定約^ニ而

由^中他路^上乎若^ニ其^ノ呈書^ノ誠^ニ有^リ妄作^ノ之罪^一故^ニ

已^ニ施^テ幽極^ノ之典^一以^テ為^レ懲^ニ戢^ノ之地^一另^ニ勅^{シテ}沿

海^一申^ニ明^シ禁令^ヲ矣益^ク務^ニ誠信^ヲ以^テ全^シ大體^一更^ニ

勿^レ生^ス事^ヲ於^テ邊疆^ニ庸^テ非^ヤ

彼此^ノ之所^ノ大^ニ願^フ者^ニ耶

左右既^ニ有^リ

面^ニ言^ス於^テ譯使^ニ而然^{レトモ}且^ツ無^シ一介行李^ノ奉^{シテ}

書契^ヲ以^テ來^ル者^ノ似^{タリ}是^レ

左右深^ク

念^ニ旧約^ヲ不^ル欲^モ規外送^レ差^ノ之

意^甲故^ニ先^ツ此^ニ修^メ牘^ヲ展^ニ布^{シテ}多少^ヲ送^リ于^三菜館^ニ

使^{シテ}諒^ム之^ヲ轉^シ致^サ統^テ希^クハ

諒^{セヨ}不^レ宣

戊寅年三月 日

禮曹參議李 善溥

禁じました。言葉の意味は丁寧で久遠を保つべきことはそのとおりです。良幸良幸。我が国もまた、まさに官吏を派遣し時々檢察して兩地の人が往来殺雜する弊を断つつもりです。昨年漂氓の件、海辺の者はたいがい舟楫を以て業とします。帆に強風を受ければたちまち漂流に及びやすく、海を越えて貴国に転じ入るに至ります。どうしてこれを以て定約に違反して他路によつた疑いがあると云えましようか。その呈書のごとき、誠に妄作の罪があります。それ故すでに流刑に処し、懲戢の地へ送りました。そのほか、沿海に勅令を發し禁令を申明しました。ますます誠信に務め以て道理を全うし、さらに辺疆に事を生じることがない、これが、兩國の大いに願うところではないでしょうか。貴殿は既に使者である訳官に面会して表明されました。しかし、また書契を奉じて來訪する者はありません。これ貴殿が古くからの約束を深く念じて、定められたもの以外の使者は差し送るつもりがないようです。故に先ずここに書簡をしたため、若干の考えを述べ、東萊府に送り転送させます。総じて御了承くださることをこいねがいます。不宣

戊寅年三月 日

禮曹參議 李善溥

〔付箋〕四号

日本国對馬州刑部大輔拾遺平 義真 奉_二復_ス

朝鮮國禮曹大人ノ 閣下_一

向_二領_シ

華_一棧_二憑_テ審_ニス

貴國穆清嘔喻倍_レ恆_ニ承_ケテ

レ論_ラ前_年

象官超_レ溟_ノ日面_ニ陳_ス竹島_ノ之一件_一絲_テ是_ニ

左右克_ク諒_シ情由_一

示_ス以_ス

兩國永_ク通_シ交誼_一益_ク懋_ル誠信_一矣至幸至幸

示意即_チ已_ニ啓_ニ達_シ

東武_一了_ル故_ニ今_マ修_メ牘_ヲ畧_々布_フ餘蘊_一附_シ在_リ館_司ノ

舌頭_一時維_レ春寒更希_ク

加愛_{セヨ}總惟_{ルニ}

監察_{セヨ}不宣

元祿十二年己卯正月 日

對馬州刑部大輔拾遺平 義真

〔K〕 口上之覺

一 竹島の儀ニ付 數年来何角と被申通候處 存の外公儀へ能被聞召分候て 宜被仰付候故 其段譯官ニ被申

〔付箋〕四号

日本国對馬州刑部大輔拾遺 平義真、朝鮮國禮曹大人閣下に返書を奉じます。

さきに貴翰を受領し、それによつてつまびらかになりました。貴国が平穩、清らかで謳い喜ぶこと常に倍します。論を承けて前年貴国の訳官が海を越えた時、竹島の一件につき面談で陳べました。これによつて貴殿はよく事のいきさつを諒し、両国が永く交誼を通じ益々誠信に務めることとなりました。至幸至幸。御意向はすでに幕府に伝え完了しました。故に今書簡をしたため、補足すべきことを大略述べています。あとは和館の館守が口頭で申し上げます。時節は春寒、更に加愛されることをこいねがいます。よく御明察のほど願ひ上げます。不宣

元祿十二年己卯正月 日

對馬州刑部大輔拾遺 平義真

口上之覺

一 竹島のことにつき數年来何かと主張してこられた所ですが、思ひのほか幕府が御理解くださり宜しく仰せ付けになったので、その段、訳官に申し伝えましたと

渡候處 御聞届候ニテ御書簡被差渡候 御書面不宜候
得共 刑部大輔殿 御心ヲ被盡候て 首尾好相濟 今度
返輸被差渡候 竹島の一欸 此度ニテ無残所相濟 朝鮮
國の御望の通ニ相濟 兩國の大幸此事ニ候 元來竹島
の儀 貴國ヨリ數年被捨置 其上段々不念成儀有之故
八十四(余)年日本人渡り来り候故 先年因州の者貴國
の漁民を召捕罷歸 東武へ申上候ニ付 貴國の漁民重
て不罷渡様ニ可申遣の旨 被仰出候 依之 先對馬守殿
ヨリ以使者申達候 其御返輸ニ被得其意候 竹島へ罷
越候段 不届ニ候故 則罪科ニ申付候 以來の儀迄 堅
申付候との御返輸ニ候得共 紛敷御文章有之故 其俣
差置候ては 以來又出入可有之事の端と存候故 再使
者差渡候處 其後は右の御書面と振替り 日本人犯越
侵涉仕候間 不被渡候様ニ可申付の旨 御認被差下候
上對州へも不申越候て 使者存寄の趣申達候て 御返
輸受取不申之内 不幸ニテ對馬守殿被相果候故 使者
其俣歸國仕候 乍然 竹島の儀 貴國の鬱陵島に紛無之
様ニ承及候通 具ニ申聞候ニ付 幸刑部大輔殿参府被
仕候時節故 於東武被申上候ハ 竹島の儀 朝鮮國より
數年捨置 其後御届可申時分も度々不念仕候故 おの
づと日本の属島の様ニ成來候故 被仰越候段ハ御尤千
萬ニ奉存候得共 元來朝鮮國の地ニ紛無之 輿地圖ニ
も慥ニ有之候 誠信を以 通交仕事ニ候間 此段御聞分

ころ、お聞き届けになり御書簡をくださいました。御書面には問題がありました
が、刑部大輔殿がお心を尽くされ、首尾よく終わり、このたび返簡を差し出され
ました。竹島の一件このたびで残らず終わり、朝鮮國のお望みのとおりに解決し、
兩國の大幸とはこのことです。元來竹島は貴國において長らく捨て置かれ、その
上何度かお忘れになることがあったため、八十年余りの間日本人が渡海していま
した。それゆえ先年因州の者が貴國の漁民を捕えて帰り幕府へ申し上げ、貴國の漁
民が再び渡ることのないよう申し入れるべき旨仰せいだされました。これにより
先代の對馬守殿から使者を以て申し入れました。その御返簡ではその主意を御理
解くださいました。竹島へ行ったことは不届きであるゆえ則ち処罰した、今後渡
ることのないよう堅く申し付けたとの御返簡でした。しかし、紛らわしい御文章が
あったのでそのままにしておいたのでは今後また問題が生じる端緒になると思い、
再度使者を派遣したところ、その後は右の御書面と変わり、日本人が越境し侵涉
したので渡海しないように申し付けるべき旨を記した御書簡を出してこられまし
た。對州へも言わずに使者の考えを申し入れ、御返簡を受け取らぬうち、不幸に
も對馬守殿が死去したので、使者はそのまま帰国しました。そうではあるものの、
竹島は貴國の鬱陵島に相違ない旨聞き及んでいると具に聞いていたので、折しも
刑部大輔殿が江戸へ参じる時節ゆえ同地で幕府に申し上げたことは、竹島は、朝
鮮國において長らく捨て置き、その後主張する機会が度々あったのにし忘れたの
でおのづと日本の属島のように成り来たったゆえ、申し入れるよう命じられたこ
とは誠にもっともだと存じますが、元來朝鮮國の地に相違なく輿地図にもたしか
に出ているということです。誠信を以て通交する観点からお聞き届けになり日本

被遊 日本人渡海被差止 被下候ハ 御誠信の至と別
て忝可奉存由 内々私迄願被申候通 禮儀正しく誠を
以 御老中迄被申上候得ハ 則達上聞被聞召分候て 夫
程二被申事二候ハ 隣交の好二候間 向後日本人渡海
を可被差留由 被仰出候 幸譯官招可申由 申上置候故
譯官罷渡候節右の趣面談にて委細可申渡候旨御差圖
故 先年譯官へ口上にて申達候 然上ハ今度ハ厚く御
禮も可有之と存候處 可保久遠無他 良幸々々と迄二
て 御禮の心も無之 御文章不宣候て 御不誠信成御仕
形と存候 貴國被欠檢點候上 御不念多候處 手前を被
顧候心ハ皆て無之 剩非をも飾 殊被仰越候趣も前後
の主意も違ひ 一々首尾不都合二候 此段真直二被申
上候ハ、不首尾成のみならず 事も調不申 其上以來
迄 東武の思召も悪敷 朝鮮國の御為行々宣間敷候得
共 刑部大輔殿役目の事二候故 東武へハ禮を盡し誠
を以 朝鮮國ヨリの被申分尤と被思召候様二色々御
心を被盡候て 被仰上候故首尾好相濟 貴國ニハ御心
遣も無之 竹島國籍二歸し申候段 偏ニ刑部大輔殿隣
交の間ニ御心を被盡候故二て候 今度の儀 朝鮮國の
被成掛又は被仰越様 理ニ當り候ニ付相濟候と思召候
テハ 以來迄の御了簡違ニ可被成候 一々ニハ不申候
得共 御存の事二候間 跡先得と御思慮被成候ハ、御
得心可被成候

人の渡海を差し止められました。御誠信の至りと特にかたじけなく存じ奉るよう
にと内々に私に願われたとおり、礼儀正しく誠を以て御老中まで申し上げたので、
則ち上聞に達しお聞き届けになり、それほどまでに言われるのであれば隣交のよ
しみであるから向後日本人の渡海を差し止めようと仰せいだされました。折から
訳官を招聘すると申し上げてありましたので訳官が渡海した際右の趣を面談にて
委細申し渡すべき旨の御差図ゆえ、先年訳官へ口上で申し入れました。そうであ
る以上このたびは厚く御礼もあるはずだと思っていたところ、久遠を保つべきこ
とはそのとおりである良幸良幸とあるだけで御礼の心も無く、御文章が宜しくな
く不誠信をされる形と存じます。貴国は点検を欠く上お忘れのことも多くありま
す。御自身を省みるお心はまったく無く、剩（あまつさえ）非をも飾り、殊に仰せ
越される趣も前後の主意も違い、一々首尾不都合です。率直に申し上げれば不首
尾であるだけでなく事も調わず、その上今後も幕府の思し召しも悪く、朝鮮國の
御為にさきざきよろしくないけれども、刑部大輔殿は役目の事であるゆえ幕府へ
は礼を尽くし誠を以て朝鮮國からの申入れが尤もだと思われるように色々お心を
尽くされお話しになったゆえ首尾よく済んで、貴国にはお心遣いも無く竹島が貴
國の籍に帰したことは、ひとえに刑部大輔殿が隣交関係にお心を尽くされたから
です。このたびのことは、朝鮮國のなされ様または仰せ越され様が正しいため済
んだとお思ひになっては今後の御了見違いになるでしょう。いちいち申しませ
んが御存知のことであるので後先とくとお考えになれば分かるでしょう。

一 御書簡の中で、竹島の件、首尾よく仰せいだされたことを使者を以て伝えるべ

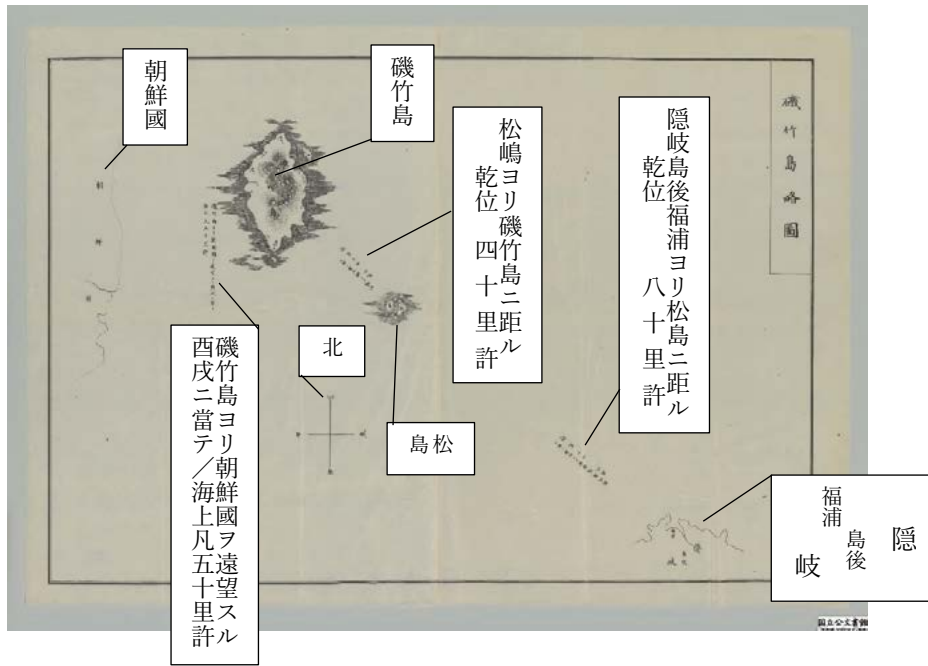
一 御書簡の内ニ 竹島の儀首尾好被仰出候段 以使者可申遣儀ニ候處 譯官へ申含遣候段 約條の外ニ使者遣間敷との了簡ニて可有之由 被仰聞候 公儀より為被^{ママ}仰出事ニ候故 以使者可申越事と思召段 御尤ニ存候 被仰聞候通り 公儀より被仰出儀ハ何とても 態使者を以参判え申達候例ニて候得とも 右の通 兼テ譯官相招可申の由 被申上置候故 幸譯官招可申の由ニ候 左候ハ、其節譯官へ面談ニて申含候得は 以使者申渡候同前 睨と仕たる事と 東武ニは被思召候て其通被仰付候 依之任御差圖譯官へ口上ニて申含候 歲條の外ニ使者遣間敷との心入ニては無之候 用事有之候節ハ 使者遣不申候て 不叶事ニ候 此段も御了簡とハ相違仕候間 以来の為と存 是又申入置候 左様御心得可被成候

右の條々 最早首尾好事濟申たる上ニ 又々申達候段 不入事の様ニ候得共 我等役目ニ付 最初ヨリ兩國思召入の様子 具ニ見聞仕候處 貴國の御心入と對州の心入と くひ違ひ有之候故 以来共ニ御了簡違等候ては 幾久敷不申通候て 不叶事候處 左候ては 大切ニ被存候以後の為ニ候間 我等存候通の譯能々東萊迄申届 朝廷方へも慥ニ轉達仕候様ニと被申越候故 如此ニ候 以上

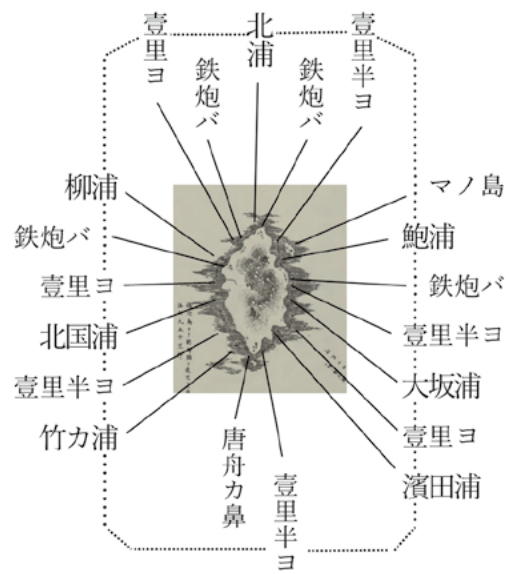
きであるところ 訳官へ申し含めて伝えたことは、約條のほかに使者を派遣してはならないとの考えであろう云々とありました。幕府から仰せ出でられたことであるため使者を以て申し越すべきであるとお考えになることは、ご尤もに存じます。仰せのとおり幕府から仰せいだされたことは何であつても能く使者を以て参判へ申し入れる例ですが、右のとおり、かねてより訳官を招聘する旨申し上げておりましたので、幸い訳官を招聘するところでした。そうであるので、その際訳官へ面談にて申し含めれば使者を以て申し渡したと同じく睨(しか)と伝達したものと幕府ではお思いになつてそのとおり仰せ付けられました。これによりお指図どおり訳官へ口上にて申し含めました。歲條のほかに使者を派遣してはならないとの心入ではありません。用件がある際は使者を派遣しなくては叶わないものです。この段もお考えとは違ひますので今後のためと思ひ、これもまた申し入れておきます。そのようにお心得ください。

右の條々、もはや首尾よく事が済んだ上に又々申し入れることは不要なことのようですが、我等の役目であるので最初から兩國の考えの様子をつぶさに見聞したところ、貴國のお心入と對馬州の心入とくひ違いがありました。今後とも考え違ひ等があるのに久しく言わないままにいていられないことであり、そのように大切に思われる今後のためであるので、我等が考えたとおりの理由をよくよく東萊府まで申し届け、朝廷方へも確かに伝達するようにと申し越されたゆえ、そのようにするものです。以上

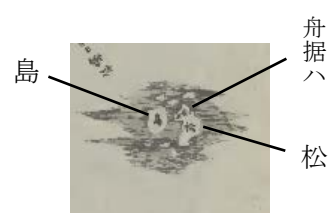
Ⅰ 磯竹島略圖



磯竹島略図



〔磯竹島部分詳細〕



〔松島部分詳細〕

〔M〕 「朱書」立案第二十號

同廿七日来^① 牟田口

明治十年三月廿日

大臣^① 岩倉

本局^① 土方^① 巖谷

参議

^① 大隈

^① 寺島宗則

^① 大木

卿輔

別紙内務省伺日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂之件 右ハ
元禄五年朝鮮人入嶋以来 旧政府該國ト往復之末 遂
ニ本邦關係無之相聞候段 申立候上ハ 伺之趣御聞置
左の通御指令相成可然哉 此段相伺候也

御指令按

書面^{〔朱書〕} 伺之趣 竹嶋外一嶋の義 本邦關係無之義ト

可相心得事

〔朱書〕 明治十年三月廿九日^① 長

「朱書」立案第二十号

同廿七日来^① 牟田口

明治十年三月廿日

大臣^① 岩倉

本局^① 土方^① 巖谷

参議

^① 大隈

^① 寺島宗則

^① 大木

卿輔

別紙内務省伺 日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂の件、右は元禄五年朝鮮人入嶋以来
旧政府該国と往復の末 遂に本邦關係これ無く思われると申し立てている以上は、
伺の趣を聞き置き左のとおり御指令になるべきかどうか、この段伺います。

御指令按

書面^{〔朱書〕} 伺之趣 竹嶋外一嶋の義 本邦關係無之義ト

可相心得事(伺のおもむき、竹島ほか一島のことは、

本邦關係ないものと心得よ。)

〔朱書〕 明治十年三月廿九日^① 長

「太政官指令」 一件文書 影印
『公文録』第二十五卷 明治十年三月 内務省伺（二） 国立公文書館のデジタルアーカイブから

注記

国立公文書館のデジタルアーカイブでは、次頁以下の画像のとおり、①太政官内の決裁書（立案第二十号）、②島根県の伺、③乙第二十八号、④「原由の大略」、⑤第一号〜第四号、⑥内務省の伺（島地第六百六十四号）、⑦「磯竹島略図」の順番で保存／撮影されている。

しかし、元々の順番は異なっており、かつては、(i)内務省の伺（島地第六百六十四号）、(ii)島根県の伺、(iii)乙第二十八号、(iv)「原由の大略」、(v)第一号〜第四号、(vi)「磯竹島略図」、(vii)太政官内の決裁書（立案第二十号）の順番で綴られていた（前記翻刻および現代語訳はこの順による）。

『公文録』において、省庁からの伺いに対して太政官が指令等に対応した場合の関係文書は、一般的に、(ア)最初に省庁の伺いを置き、その後ろに照会元の省庁が伺いととも提出した文書を並べ、最後に太政官内の決裁書を置く、(イ)照会元の省庁が地図、設計図など定形外の資料を添付した場合は、省庁が提出した文書の末尾に定形外の資料を置くというルールで綴られている。

本件で内務省が太政官に提出した文書は(i)の伺い及び(ii)〜(vi)の資料であり、(vi)「磯竹島略図」が定形外、最後に来るのが(vii)の太政官内の決裁書（立案第二十号）であるから、元々の順番は、一般的ルールに適用している。

二百一
内
太局

二十

明治十年三月廿日

本局

大臣
御輔

別紙内務省同日本海内竹島外一嶋地籍
編纂之件右元禄五年朝鮮人入嶋以来旧
政府該國下往復之末遂亦邦關係無之相聞
候段申立候上二伺之趣御聞置左一備御指令
相成可然於此段相伺候也

御指令按
書面竹島外一嶋一義本邦關係無
之義一可相心得事

Blank page with vertical lines.

十六

二百一
内

大臣
御輔

明治十年三月廿日

本局

日本海内竹島外一嶋地籍編纂之件
同省地理寮官員地籍編纂任按之為本縣巡回一初
日本海中。在北竹島現表一儀一各別紙乙身二十八号
之通照會者之為受本島ノ原籍中察見之由ニテ故
島原籍ニ係先和四年ノ元禄八年ノ凡七十八年
間同藩領内伯耆國赤松子所ノ高大方九ノ門村川
方共衛ナル者旧幕府ノ許可ヲ終ラ毎歲渡海島
中ノ勤植物ヲ積降リ内地ニ賣付致シ其ノ已ニ確
証者一今ニ古者旧狀ヲ持傳ル者別紙原由ニテ
大畧圖面共相制不存者致上申及今同全島實
按ニ上委曲ヲ具ハ記載可致ト受國了本縣地理寮
確定致為ニ事之且北海一百余里ノ懸隔ニ線路

Blank page with vertical lines.

不分明尋常帆昇船著、能ク遠送スヘキニ非ラテ
 七八名大谷某村川某の傳記、務キ進テ詳細ヲ上
 申有致ク而シテ其大方ヲ推察スルニ、昔内隱岐國ノ
 乾任ニ當リ山陰一帯、西郡ニ貴附スルニ、相見及
 びテハ本縣國圖ニ載シ、地籍ニ編入スル者ニ後ハ
 妙何アリ計可然哉何分ニ傳説合相傳也

明治九年十月十六日 島根縣參事 境二 啓

内務卿大久保利通致

乙 茅中抜八号

為管轄内隱岐國某考、昔ノ伝來竹島ト相傳及孤島
 考之我ニ相傳固ヨリ、高島亦藩商船往後、線路ニ
 有リ、越古ハ口灣ヲ以テ被査考及、地籍編製ニ係リ、考之
 加テ、地籍編製、地籍官心録考及、考之考之及
 湯共尚為考及、地籍編製ニ係リ、考之考之及、
 考之考之及、地籍編製ニ係リ、考之考之及

明治九年十月十日

地籍編製ニ係リ、考之考之及、
 地籍編製ニ係リ、考之考之及、
 地籍編製ニ係リ、考之考之及、

島根縣 地籍編製係中

磯竹島一ニ竹島ト稱ス、隱岐國ノ北位一百二拾里許ニ
 在リ、周回凡十里許、山峻嶮ニシテ平地少シ、川三條アリ
 又瀑布アリ、然レトモ深谷幽邃、樹竹稠密、其源ヲ知レ能
 ハス唯眼ニ觸レ共多ク、昔植物ニハ五鬣松、紫梅、檀
 黃、紫、檜、於、桐、雁皮、柘、竹、マノ竹、胡
 蘿、葛、蒜、欽、冬、養、荷、獨、活、百合、午、旁、菜、蔓
 覆、盆、子、虎、杖、ア、ラ、キ、バ、動物ニハ海、虎、貓、鼠
 山、雀、鳩、鴨、鷺、鳧、鷄、燕、鷲、鵬、鷹、ノ、ネ、コ
 ア、ナ、鳥、四十、雀ノ、類、其他、辰、砂、岩、綠、青、ア、ル、ヲ、見、ル
 魚、貝、ハ、枚、舉、ニ、暇、ア、ラ、ス、就、中、海、虎、鮫、ノ、物、産、ノ、最、ト、ス、鮫
 ノ、獲、ル、ニ、タ、ニ、竹、ヲ、海、ニ、投、シ、朝、ニ、コレ、ヲ、上、レ、ハ、鮫、枝、葉
 ニ、昔、ク、モ、影、シ、其、味、絶、倫、ナ、リ、ト、又、海、虎、一、頭、能、ク、数、斗

内務省

ノ油ヲ得ヘシ次ニ一島アリ松島ト呼フ周圍三十町許
 竹島ト同一線路ニ在リ隱岐ヲ距ルハ拾里許樹竹稀ナ
 リ亦魚獸ヲ産ス永祿中伯耆國會見郡米子町高大屋熾
 谷ト甚吉航シテ越後ヨリ歸リ颯風ニ遇ラテ此地ニ漂
 流ス遂ニ全島ヲ巡視シ頗ル魚貝ニ富ルヲ識リ歸國ノ
 日檢使安倍四郎五郎時・幕命・召リニ彼趣リ申出シ
 以後渡海セント請フ安倍氏江戸ニ紹介シテ許可ノ書
 ヲ得タリ寶元和四年五月十六日ナリ

從伯耆國米子竹島光年船相渡之由
 候然者如其令度致渡海度之段米子
 町人村川市兵衛大屋甚吉申上付テ
 達上聞候之處不可有異儀之旨被仰
 出間被得其意渡海之儀可被仰付候

恐々謹言

永井信濃守

五月十六日

井上主計頭

土井大炊頭

酒井雅樂頭

松平新太郎殿

當時米子同町ニ村川市兵衛ナル者アリ大屋氏ト同シ
 ク安倍氏ノ懇親ヲ得ル故ニ兩家ニ命セラル然レト

内務省

本島ノ發見ハ大屋氏ニ保ル此ヨリ毎歲間斷ナク波
 海漁獵セリ幕府遠取ノ地本邦版圖内ニ入ルヲ捕シ船
 旗幸々興へ殊ニ登營謁見セシ幕府章ヲ賜フ給ス後
 甚吉島中ニ没ス頃今向年元祿七年甲戌ニ至リ朝鮮
 人上陸スル者若干ナリ其情測ル可ラス且邦中人數ノ
 寡少ナルヲ以テ歸リ是ヲ訴テ明年幕命ヲ得武器ヲ載
 セテ到レハ其人恐レテ遁レ去レ殘ル者二人トテ
 アリ即チ捕縛シテ歸ル命アリ江戸ニ致シ本土ニ送還
 ス同年彼國コリ竹島ハ朝鮮ニ接連ナルヲ以テ頗ル其
 地ニ屬センコトヲ請フ幕府議シテ日本管内クレヘキ
 ノ證書ヲ上テハ以後朝鮮ニ漁獵ノ權ヲ與フ可キ命
 アリ彼國此ヲ奉ス此ニ因テ同九年丙子正月渡海ヲ禁
 副セラル

光年松平新太郎因州伯州領知之節
 相窺之伯州米子之町人村川市兵衛
 大屋甚吉竹島へ渡海至于今雖致漁
 候向後竹島へ渡海之儀制禁可申付
 旨被仰出之由可被存其趣候恐々
 謹言

五月廿八日

土屋相模守

戸田山城守

阿部豊後守

大久保加賀守

松平伯耆守殿

内務省

盛謝爾譯使俟回梓之日口伸毋違

三号

朝鮮國禮曹參議李善淳奉書

日本國對馬州刑部木輔拾遺平公閣下

查日庭和緬惟

動靜珍志嚮慰無已頃因譯使回自

貴州細傳

左右白托之言備悉委折矣鬱陵島之為我地輿圖所載文

跡照然無論彼遠此近疆界自列

貴州既知鬱島與竹島為一島而二名則其名雖異其為我

地則一也

貴國下令永不許入性漁採

解意丁寧可保久遠無他底中良幸我

國亦當分付官吏以時檢察俾地人往來最難之弊矣昨

十六

內務省

羊濱抵事濱海之人幸以舟楫為業颶風忽起易及飄盪以

至冒越重溟轉入

貴國豈可以此有所致疑於遠定約而由他路乎若其言誠

有妄作之罪故已施幽陟之典以為懲戒之地另勅沿海

申明禁令矣益務誠信以全大體更勿生事於邊疆備非

彼此之所大願音耶

左右既在

面言於譯使而然且無一介行李奉

書契以來者似足

左右深

念旧約不欲規外送差之

意故先此除贖展布多少送于來館使之韓致說布

諒始不宜

戊寅年三月 日

禮曹參議李善淳

十六

內務省

四号

日本國對馬州刑部大輔拾遺平 義真 奉復

向領

華城憑審

貴國穆清唯喻倍恒承

論前年

象官起溪之旧面陳竹島之一件繇是

左右克諒情由

示以

兩國永通交誼益懋誠信矣至辛至辛

示意即已啓達

東武了故今修贖畧而餘臨附正詔司古頭時維春寒更布

丁六

如蒙總惟

鑒察不宣

元祿十二年己卯正月 日

對馬州刑部大輔拾遺平 義真

口上之覽

一竹島儀之數年來何角之被中道為安存之外
公儀(被破)在分名互誤作知多故其後譯官被
中彼為多傳聞而為者所書簡裡多誤或誤者而不宜及
陽共刑部大輔啟心之根盡有之有尾好相傳令及廷
跡差波及竹島一狀以反多無誤可相傳朝解國
所望之通相傳兩國大幸此等事及及來竹島之儀
貴國之數年被據其其上促台不念成儀者故十
四年日本入海多身及致是年同例之者貴國海民
差捕多降者或申上及所貴國海民至多不為波
樣不中達之者補作及依之失對馬守致可以使者
申達及其廷務被漏其意及竹島之在致及不角

十六

從騎達任為振之移申致多致此及以

明治十年三月廿七日

日本海内竹島外一島地籍編纂方向

竹島所轄之儀、竹島根縣ヨリ別紙伺出取調
候處該島之儀、元祿五年朝鮮人入島以來別紙
書類、摘採スル如ク元祿九年正月第一号旧政府
評議之旨意、依リ二号譯官へ達書三号該國
來東四号本邦回答及ヒ口上書等之如ク則元祿
十二年ニ至リ夫々往復相濟本邦關係無之相聞
候得共版圖ノ取捨ハ重大之事件、別紙書類
相添為念此段相同候也

内務卿大久保利通代理

明治十年三月廿七日 内務少輔前島密

十六

第百二十三号

内務省

右大臣岩倉具視殿

同之趣竹島外一島之儀本邦關係無之儀、
可相心得事

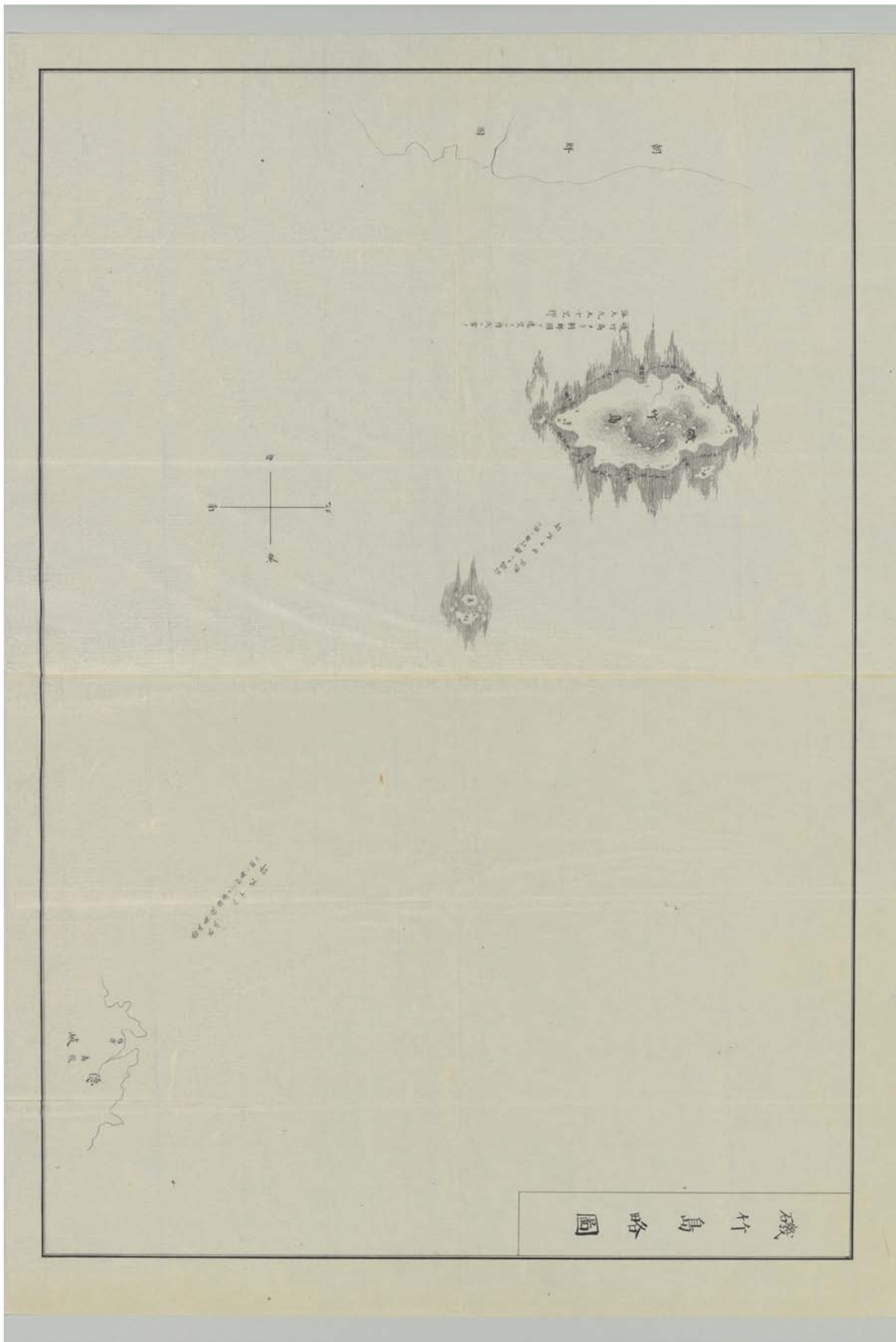
明治十年二月廿九日

一枚

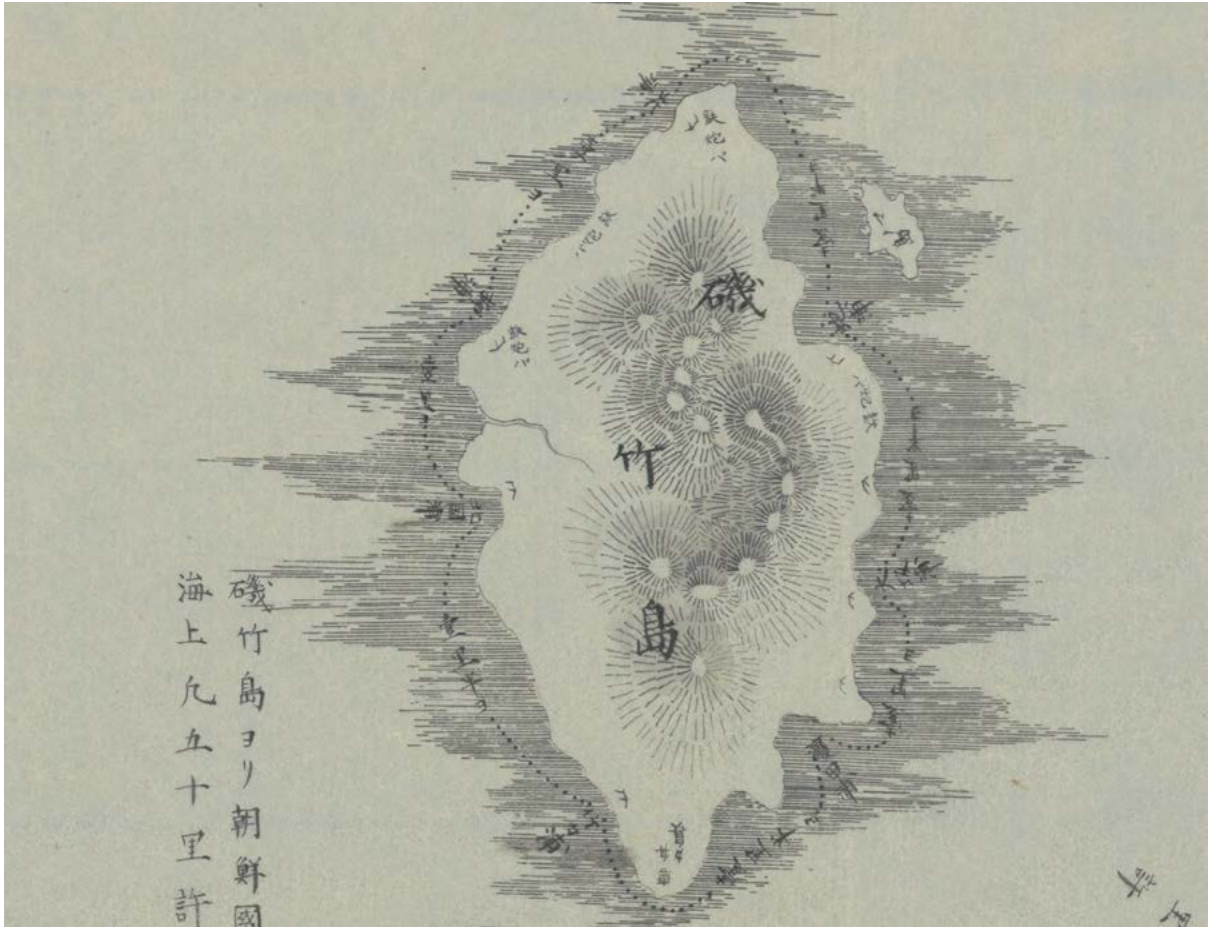
十六



磯竹島略圖
傲



(参考)「磯竹島略図」拡大図
磯竹島部分



松島部分

